福祉サービス業の労働市場及び外国人人材

イ・ギュヨン(韓国労働研究院)

CONTENTS

KLI 韓国労働研究院

Ⅰ 福祉労働市場の構造

Ⅱ 韓国の外国人人材制度及び活用実態

Ⅲ 福祉労働及び外国人人材

韓国労働研究院

I 福祉労働市場の構造

福祉サービスの分類

[広義の福祉サービスの分類]

		在宅	施設
家事		◎	
介護		◎	◎ (病院、療養型病院)
狭義の福祉	高齢者、障がい者等	◎	◎ (入所施設/デイサービス)
	保育	◎	◎

注) ◎介護： 病人を介抱・世話する仕事で特別な資格は必要なく、介護ではないが患者でなくとも自分の世話をできない人（障がい者、高齢者等)を世話する業務に関与することも含まれる。
◎看護： 資格保有者が医学的知識を利用して患者を世話する医療行為
資料：著者分類

[韓国標準職業分類の福祉従事者の職業]

421. 福祉及び保健サービス従事者 資料:統計庁(2021年)、「韓国標準職業分類」	4211. 福祉サービス従事員　42111. 療養保護士　42112. 看病員 42113. 高齢者及び障がい者福祉サービス従事員 4212. 保育及び教師補助サービス従事員 42121. 保育関連施設サービス従事員　42122. 教師教育アシスタント 4219. その他の福祉及び保健サービス従事員　42191. 産後ケア従事員 42192. 治療士アシスタント　42199. その他の福祉及び保健サービス従事員
951 家事及び育児サポート	9511. 家事サポート 9512. 育児サポート

福祉労働従事者の人口学的特性

□ 福祉労働従事者の高齢化

◎ 60歳以上の福祉労働従事者：2013年16.3万人→2021年33.3万人に増加

	福祉労働従事者(万人)						平均年齢		
	15～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	全年齢	福祉職種(A)	他職種(B)	差異(=A-B)
2013年	1.6 (2.8)	3.5 (6.3)	10.7 (18.8)	24.5 (43.3)	16.3 (28.8)	56.6 (100.0)	53.9	44.5	9.4
2021年	2.7 (3.5)	2.8 (3.7)	9.9 (13.2)	26.4 (35.2)	33.3 (44.4)	75.0 (100.0)	56.5	46.7	9.8

注:( )内は全年齢の福祉労働従事者中に該当年齢代の福祉労働従事者が占める割合。
資料:イ・ギュヨンほか（2022年)、福祉サービス業外国人労働市場の研究、韓国労働研究院

□ 高卒以下、低学歴の職場

	福祉労働従事者(万人)					高卒以下の割合(%)		
	中卒以下	高卒	短大卒	4年制大卒以上	全体	福祉職種(A)	他職種(B)	差異(=A-B)
2021年	19.3 (25.8)	37.0 (49.3)	7.5 (10.0)	11.2 (14.9)	75.0 (100.0)	75.1	50.9	24.2

注:( )内はすべての学歴の福祉労働従事者中に該当学歴の福祉労働従事者が占める割合。
資料:イ・ギュヨンほか(2022年)、福祉サービス業外国人労働市場の研究、韓国労働研究院

福祉需要ー地域別出生数の変化

出生数及び人口(人、2000-2022年の増減率)

- 出生数2000年64万人→2022年25万人

	出生数(人)			人口(人)		
	2000年	2022年	2000-2022年	2000年	2022年	2000-2022年
京畿	141,704	75,323	-46.8	9,280,013	13,972,297	50.6
仁川	34,433	14,464	-58.0	2,562,321	3,039,163	18.6
済州	8,633	3,599	-58.3	543,323	699,751	28.8
忠南	24,733	10,221	-58.7	1,930,234	2,194,196	13.7
大田	19,570	7,677	-60.8	1,390,510	1,466,666	5.5
全国	640,089	249,186	-61.1	47,976,730	52,628,623	9.7
忠北	19,628	7,452	-62.0	1,504,722	1,636,328	8.7
江原	19,482	7,278	-62.6	1,559,042	1,556,970	-0.1
光州	21,148	7,446	-64.8	1,375,212	1,454,017	5.7
釜山	41,222	14,134	-65.7	3,812,392	3,360,675	-11.8
蔚山	15,816	5,399	-65.9	1,044,161	1,129,042	8.1
慶南	41,680	14,017	-66.4	3,108,674	3,350,883	7.8
慶北	35,190	11,311	-67.9	2,813,551	2,657,547	-5.5
ソウル	133,154	42,602	-68.0	10,373,234	9,667,669	-6.8
大邱	32,477	10,134	-68.8	2,538,212	2,393,259	-5.7
全南	26,046	7,888	-69.7	2,134,629	1,856,685	-13.0
全北	25,173	7,032	-72.1	2,006,500	1,804,548	-10.1

資料：統計庁、国家統計ポータル

福祉需要ー高齢化率及び老年化指数

高齢化率(65歳以上の人口割合)

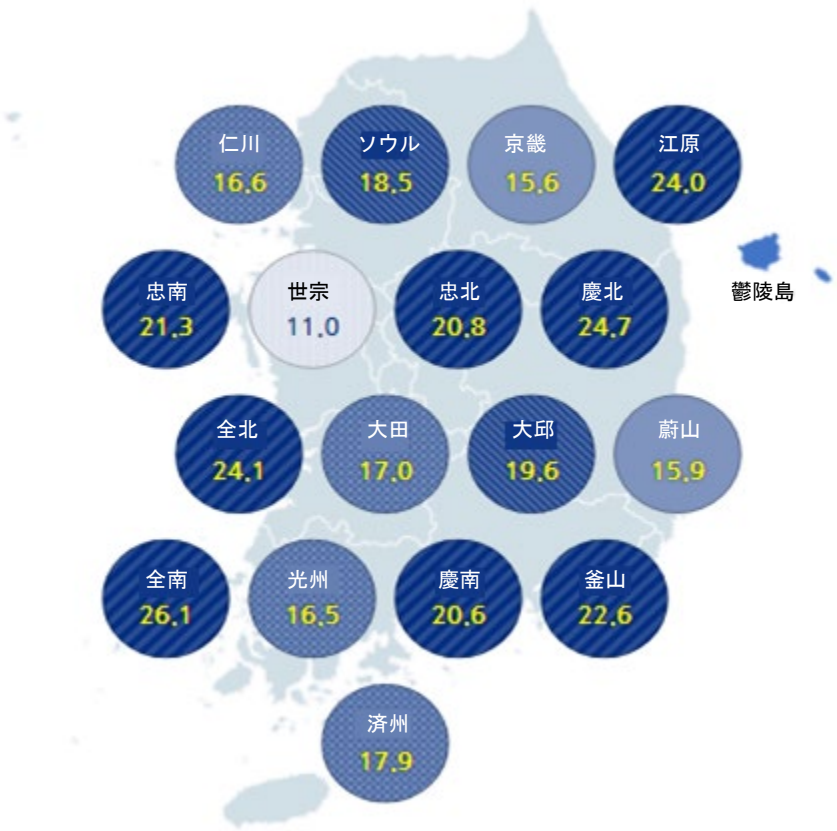

老年化指数(年少人口<0-14歳>100人当たりの65歳人口の割合)

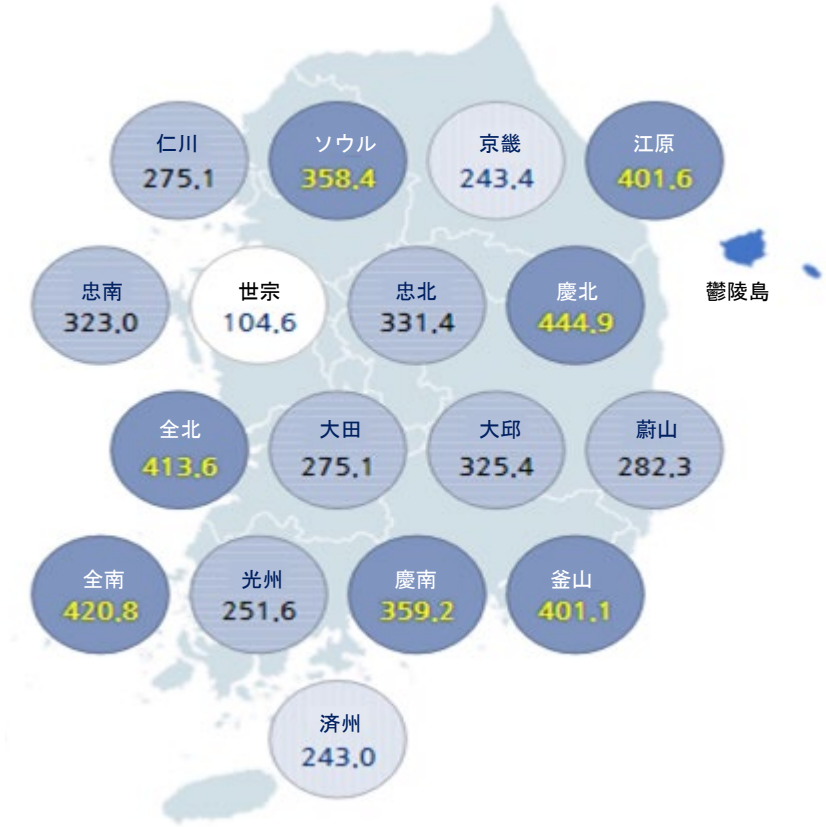

資料：統計庁、KOSI（6月15日閲覧)

福祉サービス職の特性:職業及び従事者の規模

□ 福祉従事者の推移及び特徴

◎ 福祉労働従事者数は引き続き増加

- 2013年56.6万人から2021年75万人へ増加し、年平均3.6%の増加率を見せており、これは同期間の他職種従事者の年平均増加率0.8%を上回る。
- 福祉及び保健サービス従事者は2013年31.5万人から2021年62.9万人へと年平均9.0%増加
- 家事及び育児サポートは2013年25.1万人から2021年12.1万人へと年平均8.7%減少

[福祉労働従事者の推移(単位:万人)]

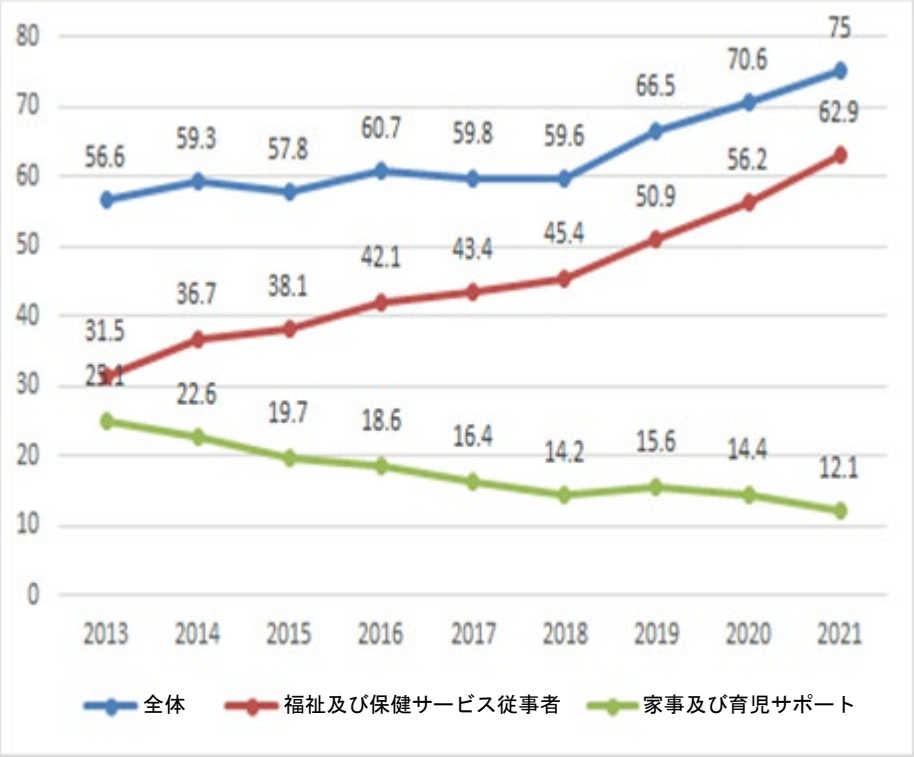

[常用職従事者の割合(%)]

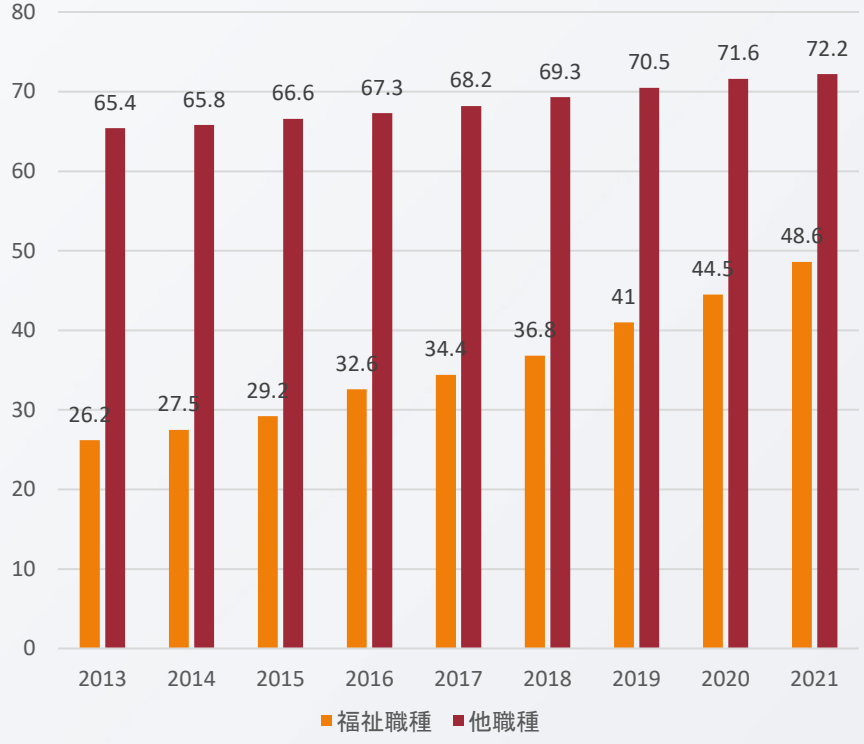

資料:統計庁、「地域別雇用調査」各号を利用して作成。イ・ギュヨンほか(2022年)、福祉サービス業外国人労働市場の研究、韓国労働研究院

福祉サービス職の特性：産業別分布

□ 福祉従事者の産業別分布

◎非居住型福祉施設運営業の従事者が大幅増加/家庭内雇用活動は減少

＊ 非居住型福祉施設運営業

- サポートが必要な人に様々な社会支援サービスを直接提供する非居住型福祉施設で、保育施設運営業、その他の非居住型福祉サービス業（訪問福祉サービス提供業、総合福祉館運営業、等）がこれに該当する。

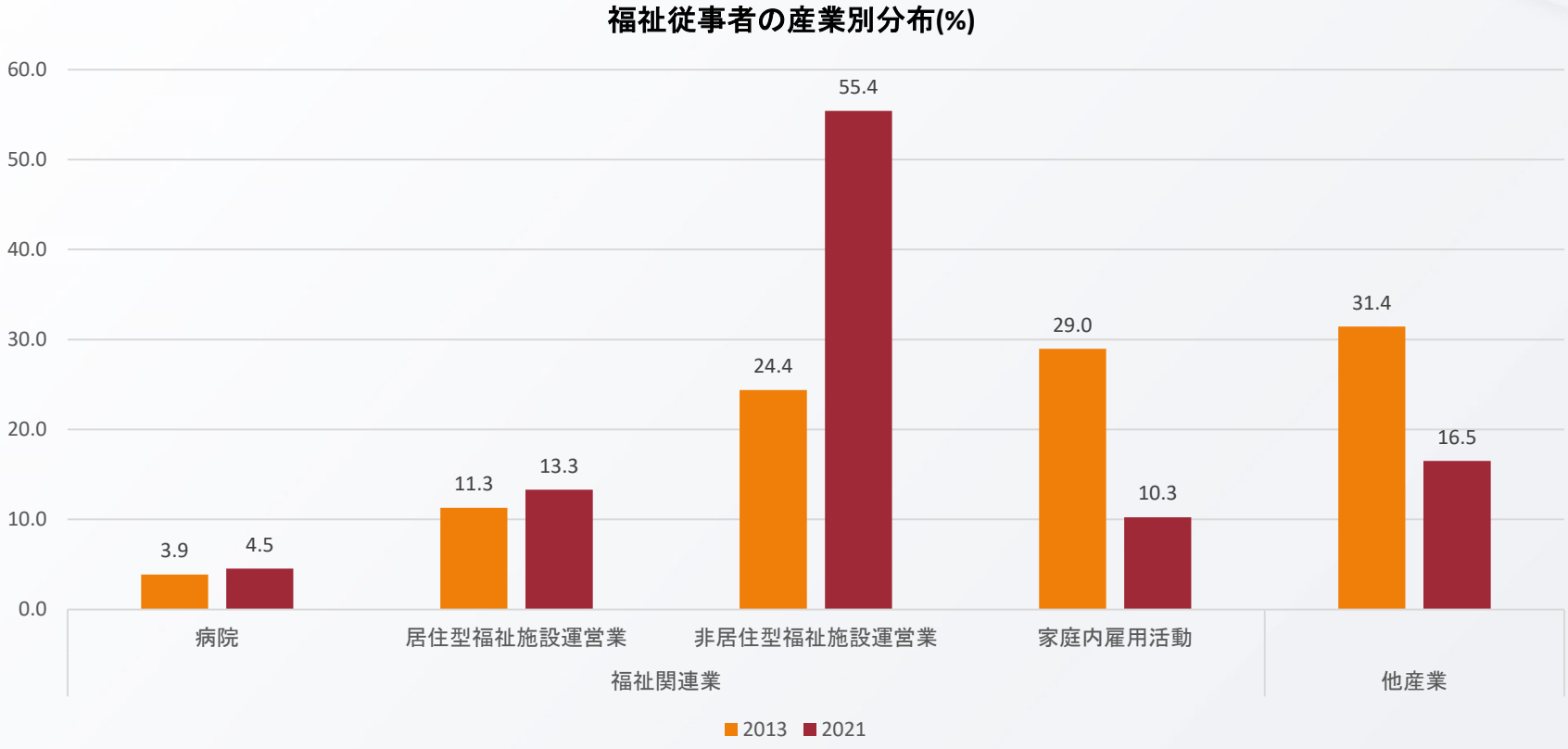

資料：イ・ギュヨンほか(2022年)、福祉サービス業外国人労働市場の研究、韓国労働研究院

福祉サービス職の特性: 賃金

□ 福祉労働従事者の月平均賃金の分布(単位:万ウォン、%)

	福祉労働従事者				月平均賃金(万ウォン)		
	100万ウオン未満	100～200万ウォン	200万ウォン以上	全体	福祉職種(A)	他職種(B)	差異(=A-B)
2021年	32.1 (44.0)	34.4 (47.2)	6.4 (8.8)	72.9 (100.0)	127.5	264.9	-137.4

注:1.( )内は全年齢の福祉労働従事者中、該当する月平均賃金の範囲に属する福祉労働従事者が占める割合。
2.月平均賃金は年度別消費者物価指数(韓国銀行)を適用し、2020年現在の価値に換算した金額である。
資料:イ・ギュヨンほか(2022年)、福祉サービス業外国人労働市場の研究、韓国労働研究院

□ 福祉労働従事者の1時間当たりの賃金(単位:万ウォン、%)

	福祉労働従事者				1時間当たりの賃金の平均(ウォン)		
	最低賃金未満	最低賃金100～120%	最低賃金120%以上	全体	福祉職種(A)	他職種(B)	差異(=A-B)
2021年	17.3 (24.6)	19.6 (27.9)	33.5 (47.5)	70.4 (100.0)	10,183	16,437	-6,254

注:( )内は全年齢の福祉労働従事者中、該当する1時間当たりの賃金の範囲に属する福祉労働従事者が占める割合。
資料:イ・ギュヨンほか(2022年)、福祉サービス業外国人労働市場の研究、韓国労働研究院

福祉サービス職の特性:賃金及び労働時間の比較

□ 福祉労働従事者及び類似職務従事者の賃金/労働時間の比較

◎比較集団：「(95)家事。飲食及び販売関連の単純労働職」に属する「(952)飲食関連の単純労働に従事する者」、「(953)販売関連の単純労働に従事する者」で構成

	1週間当たりの平均労働時間(時間)			月平均賃金(万ウォン)			1時間当たりの賃金(ウォン)		
	福祉及び保健サービス	家事及び育児サポート	比較集団	福祉及び保健サービス	家事及び育児サポート	比較集団	福祉及び保健サービス	家事及び育児サポート	比較集団
	(A)	(B)	(C)	(A)	(B)	(C)	(A)	(B)	(C)
2013年	36.2	37.3	41.4	107.8	91.6	111.3	6,864	5,671	6,199
2021年	29.6	27.5	33.3	133.3	104.5	142.8	10,388	8,756	9,880
比較集団を100とした場合の福祉従事者の労働時間及び賃金指数									
2013年	87.4	90.1	100	96.9	82.3	100	110.7	91.5	100
2021年	88.9	82.6	100	93.3	73.2	100	105.1	88.6	100

資料:イ・ギュヨンほか(2022年)、福祉サービス業外国人労働市場の研究、韓国労働研究院

韓国労働研究院

Ⅱ 韓国の外国人人材制度及び活用実態

01 外国人人材の概念

外国人人材の概念

◎ 外国人の就業活動

1) 就労ビザを持つ外国人

専門人材ビザ(E-1~E7)、季節労働(E-8)、非専門就業(E-9)、訪問就業ビザ(H-2)、船員就業(E-10)、地域特化ビザ(F2-R)、等

* E-7-1(専門人材)、E-7-2(準専門人材)、E-7-3(一般技能人材)、E-7-4(熟練技能人材)

2) 就業活動が可能な在留資格

居住(F-2)、留学生(D-2)、同伴(F-3)、在外同胞(F-4)、永住(F-5)、結婚移民(F-6)

3) 不法滞在者

02 就労ビザを持つ外国人人材制度

特定活動在留資格

	分類基準	職種
E-7-1	専門人材	管理者及び専門家(67職種)
E-7-2	準専門人材	事務及びサービス従事者(9職種)
		1. 事務従事者: 5職種 2. サービス従事者: 4職種(運送サービス従事者、料理長及び調理師、等)
E-7-3	一般技能人材	技能員及び関連技能従事者(8職種)
		動物飼育者、養殖技術者、ハラール屠畜人、楽器製造及び調律師、造船溶接工、航空機整備士、 船舶電装士、船舶塗装工
E-7-4	熟練技能人材(点数制)	2017年8月1日新設(3職種)
		根産業の熟練技能工、農林畜産漁業の熟練技能者、一般製造業及び建設業の熟練技能工

（訳注）根産業とは、根技術（鋳造、金型、焼成加工（塑性加工）、溶接、表面処理、熱処理など製造業の全般にわたって活用される工程技術）を活用して事業を営む業種、又は根技術に活用される機器製造業種として大統領令で定める業種のこと

02 就労ビザの外国人人材制度

雇用許可制

区分	一般雇用許可制(E-9)
製造業	常時労働者が300人未満又は資本金80億ウォン以下
建設業	すべての建設工事
農畜産業	作物栽培業、畜産業、作物栽培及び畜産関連サービス業
漁業	遠近海漁業、養殖漁業、天日塩の生産及び岩塩採取業
林業	林業種苗生産業、造林業、伐木業、林業関連のサービス業
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業
サービス業	建設廃棄物処理業/再生用材料収集及び販売業/冷蔵・冷凍倉庫業/ホテル業、休養コンドミニアム運営業、その他一般及び生活宿泊施設運営業種中のホステル業/韓国料理レストラン業/書籍、雑誌及びその他印刷物出版業/音楽及びその他オーディオ物出版業/建築物一般清掃業/飲食料品及びタバコ仲介業/その他新鮮食品及び単純加工食品卸売業/宅配業/その他航空運送支援サービス業/航空及び陸上貨物取扱業

外国人就業制度–外国人家事管理士試験事業

□ (事業地域) ソウル地域全体の自治区対象

□ (導入規模) 100人

□ (事業期間) 6カ月~1年(6カ月以降、運営成果の分析)

□ (事業方式) **「家事労働者法」によって、政府の認可**を受けた**サービス提供機関***が外国人**家事管理士を雇用**→サービス機関と**利用契約を締結した家庭**に**通い型**でサービスを提供する。

* 2022年6月16日**「家事労働者法」改正・施行**

□ サービス内容「家事労働者法」上の**家事・育児サービス***を通い型で提供

* 法律第2条:家庭内で生じる**清掃、洗濯、台所仕事**及び**世帯構成員の保護・養育等**の家庭生活の維持及び管理に必要な業務

03 外国人就業者の実態=在留資格統計基準

KLI 韓国労働研究院

就業資格の在留外国人(2024年4月、単位：人)

区分	総計	専門人材	単純技能人材	その他
就業資格在留外国人	561,630	78,684	479,205	3,741

- 専門人材：短期就業、教授、会話指導、研究、技術指導、専門職業、芸術興行、特定活動
- 単純技能人材及びその他：季節労働、非専門就業、訪問就業、観光就業(その他)

就労制限を受けない在留外国人(2024年4月、単位：人)

区分	総計	居住 (F-2)	在外同胞 (F-4)	永住 (F-5)	結婚移民 (F-6)
就労制限を受けない資格を有する在留外国人	**934,940**	55,071	545,192	189,906	144,771

資料：法務部、出入国外国人政策本部、統計月報、2024年4月

外国人就業者の実態=統計庁実態調査(定住外国人)

就業資格を有する在留外国人(2024年4月、単位:人)

- 2023年は、鉱工業（製造業）が44.6%で最も多く、続いて卸小売・飲食・宿泊業18.4%、事業・個人・公共サービス業15.5%の順になっている

[定住外国人就業者及び業種別分布]

		2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
定住外国人		1,225.3	1,300.8	1,322.6	1,331.8	1,331.8	1,301.9	1,430.4
就業者 (千人)		100.0 (834.2)	100.0 (884.3)	100.0 (863.2	100.0 (847.9)	100.0 (855.3)	100.0 (843.0)	100.0 (922.9)
業種別 就業者 の割合	農林漁業	5.8	5.6	6.0	6.7	7.1	5.4	6.6
	鉱業・製造業	46.0	45.8	46.3	44.8	43.3	43.9	44.6
	建設業	10.8	12.5	11.0	10.1	11.9	12.2	12.1
	卸小売・飲食・宿泊	18.5	18.5	19.1	19.4	18.9	18.7	18.4
	電気・運送・通信・金融	1.1	1.6	1.6	2.3	2.4	3.1	2.7
	事業・個人・公共サービス	17.7	16.0	16.0	16.8	16.3	16.7	15.5

資料：統計庁、移民者在留実態及び雇用調査

外国国籍同胞の高齢化及びサービス業の外国人人材の需要

□ サービス業分野の外国人人材は主に外国国籍の同胞人材

◎ **同胞の高齢化及び追加流入の可能性が低く、今後サービス業、特に福祉分野の外国人人材の需要が増大する見込み**

[外国国籍同胞の年齢別変化<単位:%>]

		全体	男性	女性
2013年	合計	100	100	100
	15歳未満	1.3	1.3	1.3
	15-29歳	14.1	14	14.3
	30-59歳	70.4	71.6	69.1
	60歳以上	14.1	13.1	15.2
2021年	合計	100	100	100
	15歳未満	3.1	3	3.3
	15-29歳	5.1	5	5.2
	30-59歳	64.4	68.2	60.1
	60歳以上	27.4	23.8	31.4

資料：統計庁、2022年移民者在留実態及び雇用調査

韓国労働研究院

Ⅲ 福祉労働及び外国人人材

- アジア国家間の比較及び課題

01 合計出産率及び女性の経済活動参加率

合計出産率

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
韓国	1.30	1.19	1.21	1.24	1.17	1.05	0.98	0.92	0.84	0.81
日本	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30
シンガポール	1.29	1.19	1.25	1.24	1.20	1.16	1.14	1.14	1.10	1.12
香港	-	-	-	1.20	1.21	1.13	1.07	1.05	0.87	0.75
台湾	1.27	1.07	1.17	1.18	1.17	1.13	1.06	1.05	0.99	0.98

資料: 各国統計庁、OECD stat

女性の経済活動参加率

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
韓国	55.2	55.6	57.1	57.8	58.3	59.0	59.4	60.0	59.1	59.9
日本	63.4	65.0	66.0	66.7	68.1	69.4	71.3	72.6	72.5	73.3
シンガポール	57.7	58.1	58.6	60.4	60.4	59.8	60.2	61.1	61.2	64.2
香港	-	-	-	54.7	54.8	55.1	55.1	55.0	54.2	-
台湾	50.2	50.5	50.6	50.7	50.8	50.9	51.1	51.4	51.4	51.5

02 共通点及び異なる点

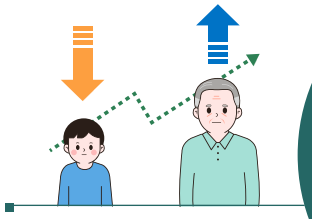

低出生
(少子化)

高齢化

1 人口変動の特徴

2 製造業という強み

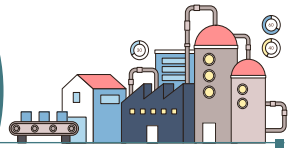

3 移民競争国家

4 外国人人材制度運営形式の違い

03 外国人人材制度–導入形式及び機関

争点:ガバナンス、導入機関、導入形式

韓国

- 雇用許可制(雇用部)、一般技能人材及び熟練技能人材、季節労働(法務部)
- 雇用許可制:EPS
  - 外国人1人当たりの平均送出し費用：産業研修生制$3,509(2001年)→雇用許可制$908(2019年)
  - 事業主マッチング型導入の難しさ：選抜、技能及び関連職務経験、等
- 船員就業、季節労働者:民間仲介会社
  - 外国人労働者が費用負担(送出し費用の適正化ガイドラインの策定が必要)
  - 船員就業：紹介会社が外国人在留支援サービスを実施
- 一般技能人材(E-7-3)：民間仲介会社
  - 外国人労働者が費用負担(送出し費用の適正化ガイドラインの策定が必要)
  - 熟練検証の有効性評価が必要:熟練人材の選抜vs入国後の養成体系

03 外国人人材制度–導入形式及び機関

台湾

- 関連法：就業サービス法（専門、非専門人材包括）
- ガバナンス
  - **外国人人材担当中央省庁：労働部労働力発展署**

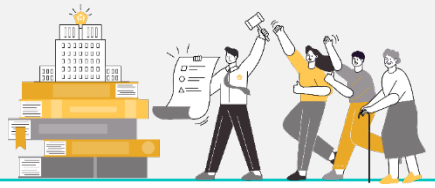

労働力発展署の組織構成

- 署長1名、副署長2名、主任秘書1名
- 総合規程部(3課)、訓練発展部(4課)、職業サービス部(4課)、心身障がい者及び脆弱階層就業部(4課)、職能標準及び技能検定部(3課)、**海外労働力管理部(4課)**、秘書室(2課)、人事室、情報室(監査室)、会計室(2課)、情報室、法務室、**海外労動力事務センター(4課)**、労働力発展革新センター(2課)等で構成

海外労働力管理部(跨國勞動力管理組)の業務内容

1. 海外労働力政策、制度、計画の研究、企画及び指導監督
2. 海外労働力法規制定、修正及び解析研究
3. 労働力送出し国の協力連携
4. 外国人入国業務衛生防疫、警察治安、動態管理の連携及び外国人業務処理の補助
5. 外国人入国業務の業務センター、出版物及び刊行物の編集及び発行
6. 外国人の告発、諮問、直接採用、出入国サービス及び治安保護システム業務の管理
7. 民間就業サービス機構の外国労働力仲介の許可、管理、評価及び専門人員証書の発給及び違法調査
8. 外国人材仲介会社の認可及び違法調査
9. 使用者の外国人採用関連業務の指導管理、管理、違法案件調査及び申告奨励金の審査支給
10. その他関連海外労働力の管理事項

03 外国人人材制度–導入形式及び機関

海外労働力事務センター(跨國勞動力事務中心) の業務内容

1. 外国人調査専門性又は技術性業務の審査及び許可
2. 華僑又は外国人投資事業の主管と約束履行業務の審査及び許可
3. 外国人従事補習クラスの教師、学校教師、運動コーチ、運動員と演芸人業務の審査及び許可
4. 外国人従事海洋漁労業務、製造業務及び建築業務の審査及び許可
5. 外国人従事療養業務と家事サポート業務の審査及び許可
6. 外国人の使用者変更又は業務変更の審査及び変更
7. 就業安定費の収納、払戻、督促及び強制執行
8. 使用者が雇用した外国人の受け入れ費用代納、督促及び強制執行
9. 外国人直接雇用業務の推進と処理
10. その他関連する海外労働力事務事項

移民署

- 移民署は国境の安全管理、外国人の定住・在留管理、移民関連の支援業務、不法移民管理、人身売買防止、国際及び両岸協力業務等の移民に関する全般的な事項の責任を負う最高主管機関として内政部に所属
  - 2007年出入国及び移民署という名称で設立され、2013年8月21日に制定された内政部移民署組織法により2015年1月2日から名称を移民署に変更

03 外国人人材制度–導入形式及び機関

台湾:民間仲介会社

民間仲介会社の役割

1. 使用者と協力しての外国人労働者の誘致
2. 使用者と協力しての外国人労働者の管理及び保護
3. 外国人労働者の台湾での就業及び生活支援の提供
4. 2023年2月末現在、許可を受けた国内の仲介会社は1,687社、関連従事者は4,020人、許可を受けた国外の仲介会社は511社
   ー 許可期間は2年、有効期間満了1カ月前に更新申請

手数料及び人材仲介会社の管理(資料：台湾労働部ホームページ＜検索日、2024年1月＞)

- 人材仲介会社が使用者と外国人から不当に費用を受け取らないようにするために民間就業サービス機関の手数料項目及び金額基準を規定。これに違反した場合、許可期間満了後に退出させられる。
- 仲介会社は使用者から登録費及び斡旋料(初月給与を超過してはならない。)及びサービス料(年間2,000元)を、外国人労働者からはサービス料(1年目:月1,800元、2年目:月1,700元、3年目:月1,500元以下)を受領しなければならない。
- 人材仲介会社のサービスの質を向上させるために、2004年から毎年A、B、C等級に評価・分類して、使用者と外国人労働者が参考にできるようにしており、人材仲介会社は2年連続して評価成績がC等級の場合、許可期間満了後に退出させられる。

03 外国人人材制度–導入形式及び機関

日本：厚生労働省、在留管理庁

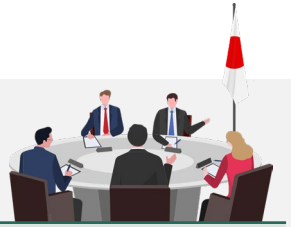

技能実習制度:厚生労働省　　特定技能制度:出入国在留管理庁

	技能実習(団体監理型)	特定技能1号
関係法令	外国人技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律、出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	技能実習	特定技能
在留期間	技能実習1号:1年以内、2号:2年以内、3号:2年以内(合計最長5年)	通算5年
外国人技能水準	なし	相当程度の技術又は経験が必要
入国時の試験	なし(介護職種のみN4水準の日本語能力条件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認(技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
監理団体	なし(非営利事業協同組合等の実習実施者に対する監査その他監理事業を行う。主務長官の許可制)	なし
支援機関	なし	あり(個人又は団体が導入機関(企業)から委託を受けて特定技能外国人に住居の確保、その他支援を行う。出入国在留管理庁による登録制)
外国人と導入機関間のマッチング	常勤職員の総数によって人数確定	なし(介護分野、建設分野は除く)
活動内容	技能実習計画に従って講習を受け、技能等に関連した業務に従事する活動(1号)	相当程度の技術又は経験を必要とする業務に従事する活動(専門的・技術的分野)
	技能実習計画に従って技能等を要する業務に従事する活動(2号、3号)(非専門職・技術的分野)	
転籍・転職	原則不可。但し、実習実施者の倒産等、やむを得ない場合、又は2号から3号に移行時は転職可能	同一業務区分内、又は試験で技能水準の共通性が認められる業務区分間に転職可能

03 外国人人材制度–導入期間及び導入受け入れ分野

争点：業種別導入VS職種別導入

韓国

- 雇用許可制(導入機関:最大9年8カ月)
  - 業種別導入、一部のサービス業は職種別アプローチ
- 一般技能人材(E-7-3)、熟練技能人材(E-7-4) (導入期間:繰り返し更新可能)
  - 職種別アプローチ

日本

- 技能実習生制度(導入期間:5年)
  - 履行対象職種及び作業一覧表提示：86職種158作業
- 特定技能制度(導入期間：5年/家族同伴禁止＜1号＞)
  - 導入分野：介護業、ビル清掃業、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野、建設業、造船・船舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造、外食業
  - 職種中心の業種性格で従事部門（職務）を提示

    * 素形材部門：鋳造、金属プレス加工など *造船・船舶用工業：溶接、研削等

03 外国人人材制度-導入期間及び導入受け入れ分野

Ⅱ. 韓国、日本、台湾の外国人人材制度の比較

台湾

- 雇用許可制(導入期間12年、福祉分野14年)
- 非専門人材導入分野:職種特性
  - 製造業、建設業、海洋漁労、家庭介護職、施設介護職、アウトドア介護職、家政婦
    - 製造業：(職種)特定製造工程 - 35の製造工程と関連業種提示

01	食品加工製造	冷凍冷蔵肉類製造業、肉類製造業、水産処理包装及びその製品製造業、野菜果物処理包装及びその製品製造業、その他食品製造業、乳製品製造業、飲料製造業

03 韓国、台湾、日本の比較

政策推進主体

台湾の統合的管理体系

熟練人材確保

日本の制度間連携

導入受け入れ分野

日本、台湾
職種(職務)特性を反映

高齢化対応介護、看護サービス分野

日本、台湾
台湾の家庭内福祉サービス

在留期間及び家族同伴

日本及び台湾：保守的
韓国：一般技能人材及び熟練技能人材 -> 門戸開放

需要者マッチング型導入体系

日本及び台湾がより需要者に親和的
民間技能活用による在留管理支援の容易化(台湾)

移民競争力

韓国の相対的に高い賃金

福祉サービス分野–アジアの事例

□ 通い型vs住み込み型

◎ 日本の外国人家事労働者は通い形態で家事サービスを行い、台湾、シンガポール、香港は住み込み形態で家事サービスを行う。

* 住み込み型を基本とするシンガポールで最近、通い型家事サービス市場が公式化

□ 日本

◎ 外国人家事労働者の担当業務は『炊事、洗濯、掃除、買い物及びこれらの業務と一緒に子どもの日常生活上の世話及び必要なサポート(主に登降園の世話及び食事等)、家庭で日常生活を営むのに必要な行為(縫い物、荷造り、郵便及び宅配等の荷物の取り扱い、寝具の整備、庭の手入れ、掃除及び一体的に提供される修繕)』である。

福祉サービス分野–アジアの事例(職務)

□ シンガポール

◎ 外国人家事労働者の担当業務は掃除、洗濯、アイロンがけ、買い物、料理、子供の世話、高齢者の世話、ペットの世話等

◎ シンガポール人材部の資料によると、2021年の外国人家事労働者の総数は246,300人

□ 香港

◎ 香港の外国人家事労働者の担当業務は①家事管理、②料理、③高齢者の世話、④乳児の世話(baby-sitting)、⑤幼児の世話(child-minding)、⑥その他(相互協議が必要)に分けられ、雇用主と外国人家事労働者が相互に協議して業務の範囲を確認した書類を移民局に提出

◎ 香港特別行政区政府の資料によると、2021年の香港の外国人家事労働者（Foreign Domestic Helper）は合計339,451人で、このうちフィリピン出身者191,783人、インドネシア出身者140,057人、その他の国の出身者7,611人

□ 台湾

◎ 外国人家事労働者の担当業務は2つに分けられる。1つ目は家庭内の掃除、洗濯、台所仕事及び子どもの世話を担当する家事管理(family helper)職務である。2つ目は家庭内で疾病又は障害がある患者を世話する在宅看護(domestic patient care)職務

◎ 台湾労働部の資料によると、2022年6月の家事管理外国人労働者は1,433人、在宅看護外国人労働者は201,409人である。

◎ 台湾の外国人人材政策で社会福祉移住労働者は施設看護、在宅看護、家事管理職務で構成され、2022年6月基準の施設看護(15,530人)+在宅看護+家事管理外国人労働者の合計218,372人中、インドネシア出身が164,786人、フィリピン出身が25,867人、ベトナム出身が27,315人である。

福祉サービス分野–アジアの事例(賃金)

□ 日本

◎ 外国人家事労働者の賃金は内国人と同じか、それ以上でなければならない。

□ 台湾

◎ 台湾は外国人家事労働者に対する最低賃金勧告規定が存在する。2022年8月10日、外国人家事労働者に対する最低賃金を既存のTWD 17,000からTWD 20,000へ引き上げた。(台湾の労働基準法上の最低賃金はTWD 25,250 (約109万ウォン)である。)

- 追加的に就労安定費を雇用主が負担

□ 香港

◎ 外国人家事労働者には最低賃金（Minimum Allowable Wage, MAW)が適用される。香港行政担当局は外国人の住み込み家事労働者に対する最低賃金をFDHポータルに別途告示する(2022年10月現在4,730 HKD/月=約86万ウォン/月)。雇用主が食事を提供しない場合、別途食費(1,196HKD/月=約22万ウォン)を支払わなければならない。

福祉サービス分野–アジアの事例(賃金)

□ シンガポール

- ◎ 公式の賃金ガイドライン等が存在せず、外国人家事労働者の送出し国の規程に従って、エージェントが最低賃金の契約を締結し、雇用主と外国人家事労働者間の協議で賃金を決定する構造である。出身国及び経歴によって市場賃金を決定
- ◎ シンガポール内のフィリピン出身の家事労働者の2023年の賃金は、月600 SGD以上である。駐シンガポールフィリピン大使館の海外労働局(POLO: Philippine Overseas Labor Office)では月600 SGDをフィリピン出身の家事労働者の賃金の最低ガイドラインに定めており、これが市場賃金として機能
- ◎ 追加的に雇用負担金(levy)を雇用主が負担

論議事項:福祉労働市場の外国人人材の供給

□ 福祉サービス労働供給の争点：子どもの世話(家事管理士)

◎ サービス供給形態:派遣(供給)、
- サービス主体の多様化:民間市場

◎ サービス供給形態:直接雇用
- 賃金、労働条件ガイド
- 斡旋及びマッチングサービス、管理支援サービス

◎ 雇用許可制以外の人材
- 留学生、オペア、外国人専門人材の配偶者、等

◎ サービス内容の拡大
- (現)子どもの世話、家事サービス　(改編)高齢者の世話を追加

議論の内容:福祉労働市場の外国人人材の供給

□ 福祉サービス労働供給の争点:高齢者の世話、看病

◎ 入所施設
- 療養保護士(介護福祉士)資格の未取得者の活用:長期療養保護制度の支援の論点
  * 経路設計:教育機関での履修-福祉業務(入所施設等)–療養保護士の資格取得
  * 療養保護士の資格取得の有無と関係なく、入所施設で勤務可能な制度が必要
- 在留資格の形態

◎ 在宅福祉サービス:派遣(供給)方式vs直接雇用
- 家事管理士の論点と同じ

◎ 療養型病院
- 派遣(供給)方式vs直接雇用
- 在留資格の形態

◎ 看病+福祉サービスの混合型モデル開発が必要

ありがとうございました